# 令和8年度 ごみの分け方・出し方

●各地区の収集指定日は、別に配付する「ごみ収集カレンダー」を参照してください。　●主なごみの分別辞典は裏面を参照してください。

## 燃える（可燃）ごみ

●町指定ごみ袋に入るもので資源ごみにならない燃えるごみ

●生ごみ類（貝・卵殻含む）

■生ごみは十分に水切りして出してください。
■生ごみ処理機等の補助制度は別途お問い合わせください。

●紙くず、布類、紙おむつ

■古紙のリサイクル対象は資源ごみ（雑がみ等）へ。
■衣類のリサイクル対象は資源ごみ（衣類）へ。

●草・葉・木くず（植木の剪定枝含む）

■乾燥させて、直径5cm以内、長さ50cm以内に切って束ねてください。
■草や葉、枝などは乾燥させてください。一度に大量となる場合は、「一時多量ごみ」となり、収集はできません。

●皮革ゴム類（カバン、靴など）

■カバン・靴のリサイクル対象は資源ごみ（衣類）へ。

●その他燃えるごみ

使い捨てカイロ、ゴムホース、市販のペット用砂など
■長さ50cm 超は粗大ごみへ。

町指定ごみ袋

## 燃えない（不燃）ごみ

●ガラス類（50cm 超は粗大ごみへ）

飲料用・調味料以外のびん、ガラス製食器、電球、板・耐熱ガラスなど
■化粧びん等は、中身を完全に取り除いてください。
■ガラス破片は紙に包み、「ガラス」と書いてください。
■飲料・調理・食用油用のびんは資源ごみ（びん）へ。

●陶器（せともの）類（50cm 超は粗大ごみへ）

食器、土鍋、花瓶など

●金属類（50cm 超は粗大ごみへ）

調理用器具（なべ、やかん、フライパン、ガスコンロなど）金属製のキャップ（ふた）、一斗缶、包丁、ナイフ、かさ（骨だけにして）、三輪車、ベビーカーなど
■包丁・ナイフなどの刃物類は紙に包み、中身を書いてください。
■一斗缶等は、中身を完全に取り除いてください。

●電化製品（50cm 超は粗大ごみへ）

プリンター、電気ポット、炊飯器、扇風機、掃除機、除湿機、加湿器、ドライヤー、電気カミソリ、電気ストーブ、卓上ミシン、電子レンジ、電気オーブン、ミキサー、電灯器具類など
■携帯電話、ラジオ、リモコンなどの特定品目のみ資源ごみ（小型家電）へ。

●小型家具（50cm 超は粗大ごみへ）

座椅子（小型）、その他小型家具

●その他燃えないごみ（50cm 超は粗大ごみへ）

バインダー等の用品で金属部分が多いもの

町指定ごみ袋か同等以上の透明な袋

## 危険ごみ

●乾電池、蛍光管（電球除く）

■蛍光管は、できるだけ購入した際の箱に入れてください。
■電球、グロー球、LEDの蛍光灯は燃えないごみへ。

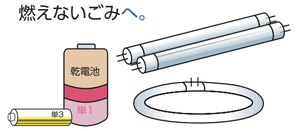


●スプレー缶、カートリッジ式ガスボンベ

■中身を使いきり、穴をあけずに出してください。なお、ガス抜きは火気に注意し屋外で行ってください。
■缶・ボンベのプラスチックのキャップは資源ごみ（プラスチック）へ。

●ライター

■ガスやオイルは使い切ってください。

●加熱式たばこキット、モバイルバッテリー

公民館、保健センター、林業研修センター、図書館（ゆはず交流館）東側の敷地内の集積所の各回収ボックスに、袋から取り出して入れてください。

## 資源ごみ（品目ごとに分けて出してください。）

※紙類は、雨除けのない集積所の場合、雨天の日はできるだけ避けるようご協力をお願いします。

### 新聞類

●新聞紙
●折込みチラシ

### 雑誌類

「ホッチキス止め」「のり付け」に分ける必要はありません。

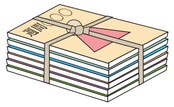

### 段ボール

●包装用段ボール
●宅配便用段ボール

※段ボールとは「波型に成形した中しん原紙の片面又は両面に貼ったもの」

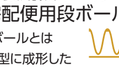


■段ボールに付いている粘着テープや金具、発泡スチロール、紙類は取り除いてください。

■ごみ袋や段ボールには入れないで、できるだけ小分けにしてひもで十字に縛ってください。

### 雑がみ

●菓子箱などの紙箱、ティッシュペーパーの箱、カレンダー、ノート類、紙袋、包装紙、トイレットペーパーの芯、割り箸の袋など

■紙箱は開いてください。
■カレンダー、ノート類の金属部分は取り除いて、燃えないごみへ。
■汚れた紙、特殊加工された紙（防水加工、金銀紙の貼付、ヨーグルト容器、ビニールコーティングされた紙など）、シュレッダーした紙は燃えるごみへ。
■コピー用紙のホッチキスは付けたままで可。

町指定ごみ袋か同等以上の透明な袋　または

（紙袋を使用する際は、ひもで結んでください。）

### 缶（スチール・アルミ）

●飲食用缶
・ジュース・ビール類
・缶詰・海苔
・その他飲食用缶（ペット用含む）

■缶の中をすすぎ、異物は取り除いてつぶさずに出してください。
■アルミボトルのキャップも缶と一緒に出してください。
■スプレー缶、カートリッジ式ガスボンベは危険ごみ、一斗缶は燃えないごみへ。

町指定ごみ袋か同等以上の透明な袋

### びん

●飲料用びん
・ジュース
・酒
・ビール
・ドリンク
・その他飲料用びん

●調味料びん、食用油びん

◇一升びん、ビールびんは、洗浄すると何回でも使えるリターナブルびんです。これらのびんは、できるだけ地区や子供会などのリサイクル活動に回したり、商店に引き取ってもらうようご協力をお願いします。

■びんの中はすすいでください。
■びんの破片などは、紙に包むなど、工夫してからごみ袋に入れるようご協力をお願いします。
■キャップ（ふた）やせんは取り外し、金属製は燃えないごみ、プラスチック製は資源ごみ（プラスチック）へ。

町指定ごみ袋か同等以上の透明な袋

### 衣類など

●衣類系
洋服、着物、浴衣、スーツ、ジャンパー、ネクタイ、帽子、マフラー、スカーフ、カッパなど
未使用の下着、ストッキング、靴下、肌着
■企業、学校指定ユニフォームなどは燃えるごみへ。

●カバン系
皮製、合成、ビニール製カバン、ベルト、アクセサリーなど
■ランドセル、キャリーバッグなどは燃えるごみへ。

●靴系
皮製、ビニール製の紳士・婦人靴、運動靴、下駄など
■片方だけの靴は燃えるごみへ。

■大きな傷・汚れのあるもの、カビや湿ったものは燃えるごみへ。クリーニングのビニールは資源ごみ（プラスチック）へ。（異物は入れないこと）
■衣類系、カバン系、靴系それぞれ別の袋に入れてください。
■公民館（沼宮内・川口・一方井）に備え付けの回収ボックスに出してください。

町指定ごみ袋か同等以上の透明な袋

### ペットボトル（1 PET）

●飲料用ペットボトル
・ジュース
・お茶
・水
・焼酎
・その他飲料
●調味料ペットボトル
・しょう油・みりん
・めんつゆ用

■容器の取っ手、注ぎ口のプラスチックは、付けたままで構いません。
■容器の中はすすいでください。
■容器はつぶさないでください。
■キャップ（ふた）・ラベルは取り外して、資源ごみ（プラスチック）へ。

町指定ごみ袋か同等以上の透明な袋

### 紙パック（紙パック）

●飲料用パック
・牛乳
・ジュース
・酒
・その他飲料用

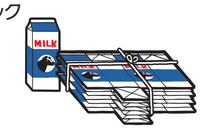


■容器の中をすすぎ、切り開いて乾かしてから出してください。
■次のものは燃えるごみへ。
・容器の中が銀色の容器
・容器の注ぎ口に付いているプラスチック

町指定ごみ袋か同等以上の透明な袋

### 白トレイ

●発泡スチロール製の食品トレイ（白色）

■ラップやセロハンテープなどは取り除いてください。
■容器はよくすすぎ、乾かしてから出してください。
■次のものは資源ごみ（プラスチック）へ。
・色や模様が入っているトレイ
・段ボール箱に入っている発泡スチロール
・保冷用発泡スチロール

町指定ごみ袋か同等以上の透明な袋

■ペットボトル、紙パック、白トレイは、それぞれ別のごみ袋に入れてください。

### プラスチック

●容器包装プラスチック（プラ マークが付いているもの）
袋類、トレイ類、ボトル類、カップ類、発泡スチロール、レジ袋など
●製品プラスチック（プラスチック素材100%の製品で50cm以内のもの）
プラ容器、洗面器、風呂イス、ヘアブラシ、バケツなど

■容器包装プラスチックと製品プラスチックは一緒の袋に入れて出せます。
■ラベルやシールは剥がす必要はありません。
■汚れは洗い流し、よく乾かしてください。
■汚れが取れないものは燃えるごみへ。
■発火、ケガなどの危険のあるものは入れないでください。
■プラスチック以外の素材を含む製品は対象外です。

**【出せない物の例】**
充電池製品、ゴム・シリコン製品、金属部分がある製品（カミソリ、ライター、電卓、洗濯ばさみ、ボールペンなど）
※異素材を取り外してプラスチックのみにできれば出せます。

町指定ごみ袋か同等以上の透明な袋

※必ず地区の集積所に出してください。
岩手・玉山清掃事業所に持ち込みはできません。

### 小型家電（小型電子機器）

携帯・スマホ、タブレット、電話機・ファクシミリ、ルーター、ハブ、カーナビ、無線機、ラジオ、デジタルカメラ、ビデオカメラ、CD・DVDプレーヤー、ラジカセ、HD、USBメモリ、SDカード、ワープロ、電卓、ゲーム機、リモコンなど付属品、ケーブル、各種充電器など

処理方法
①電池は取り除いて危険ごみへ、充電式の機器は放電してから出してください。
②左記に記載のない電化製品は、環境係にお問い合わせください。
③個人情報は消去してください。
図書館（ゆはず交流館）東側の危険ごみ・小型家電専用集積所に出してください。

**【出せない物の例（小型電子機器ではないもの）】**
炊飯器、掃除機、扇風機、電気ポット、オーブンレンジ、プリンター、コピー機、加湿器、除湿器、スピーカー、ドライヤー など
**※50cm以内のものは『不燃ごみ』に出せます。**

■直接、岩手・玉山清掃事業所に持ち込む場合も分別をお願いします。

| ごみの分別、収集運搬に関する問い合わせ先 | ごみ焼却処理に関するお問い合わせ先 |
|---|---|
| 岩手町役場　町民課　環境係<br>電話 62-2111（内線504・505）FAX 62-1699 | 岩手・玉山環境組合　盛岡市寺林字平森54-54<br>電話 019-682-0552　※祝日は電話対応できません |

**事業系ごみ用 / 家庭ごみ持込み用**　ごみ処理手数料（岩手・玉山清掃事業所）
岩手・玉山環境組合　盛岡市寺林字平森54-54　電話 019-682-0552　FAX 019-682-0531

○受付時間　9：00～12：00　13：00～16：00
○休　　日　土・日曜日、4/29、12/30～R９.1/1
○手 数 料　・家庭ごみ　50円/10kg　・事業ごみ　100円/10kg
・消火器、バッテリー　500円/個　・ペット死体　1,000円/体

## 粗大ごみ

### 大型家具類

タンス、本棚、鏡台、イス、サイドボード、ソファ、机、スチール家具、ベッドなど

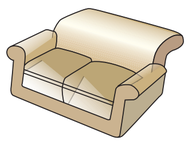

### 暖房器具

ファンヒーター、石油ストーブなど

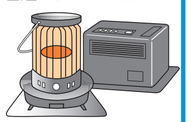

■灯油を抜き取ってから出してください。

### 大型電化製品

もちつき機、電気こたつ、大型ステレオ、カラオケ機器など

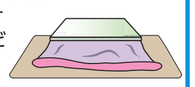

### その他

スキー板、足踏みミシン、自転車、ふとん、じゅうたん、毛布など

○地区で粗大ごみの収集活動を実施している場合は、収集日（年1回）に出してください。
収集日と場所は、振興会に確認してください。
○地区で収集活動を実施していない場合は、自分で岩手・玉山清掃事業所に運搬してください。

## 町で収集しないごみ

| 産業廃棄物 | 処理困難物 |
|---|---|
| コンクリート破片、建築廃材、レンガ、金属くず、家畜の糞尿や死骸、廃油、肥料袋、農業用廃プラスチック類など<br>■農業用廃プラスチック類は、JAや役場農林課が窓口となり処理事業を行っています。詳しくは、JAまたは農林課にお問い合わせください。 | 自動車、農機具、オートバイ（部品含む）、ドラム缶、塗料、金庫、丸太、木の根、農薬の容器、タイヤ、ピアノ、ガスボンベ、消火器、冷凍庫、ポータブル電源など |
| **医療系廃棄物** | |
| | 注射針、薬品、その他感染症のある廃棄物など |

○上記のものは、岩手・玉山清掃事業所では処理できないため収集しません。販売店、取扱店または専門の処理業者（医療系廃棄物の場合、医療機関）にご相談、依頼してください。

| 事業ごみ | 一時多量ごみ |
|---|---|
| 農業、会社、事務所、商店、旅館、飲食店など事業活動に伴い発生するごみ | 引越しや大掃除などで多量に発生するごみなど |

○上記のものは、自分で岩手・玉山清掃事業所へ運搬するか、または収集運搬許可業者に運搬を依頼してください。

**焼却灰**　飛散しないように袋に入れて岩手・玉山清掃事業所へ直接搬入してください。

### 家電リサイクル法対象品目

1）家庭用エアコン
2）テレビ（ブラウン管式・液晶式・プラズマ式）

3）冷蔵庫・冷凍庫
4）洗濯機・衣類乾燥機

家電リサイクルに関するお問い合わせは 0120-319-640

処理方法
処理方法は、いずれかになります。（有料）
※①②は、リサイクル料金のほかに収集運搬料金がかかります。
①新しい製品に買い換えるとき……購入店又は買い替えをする販売店などに依頼してください。
②廃棄したいとき（購入店が分かる）…購入店に依頼してください。
廃棄したいとき（購入店が不明）……収集運搬許可業者に依頼してください。
③指定取引所に自分で搬入する場合…郵便局でリサイクル料金を支払い搬入してください。
※指定取引所　㈱アルプス物流北上営業所盛岡デポ　0195-75-2277
日本通運㈱盛岡支店　019-637-6411

### パソコン

デスクトップパソコン本体、ノートブック（ノート型）パソコン、CRTまたは液晶ディスプレイ、またはディスプレイ一体型パソコン

処理方法
①直接メーカーに依頼…詳細はパソコン3R推進協会 TEL：03-5282-7685
②宅配業者による回収…詳細は リネットジャパン で検索

**主なごみの分別辞典は裏面にあります。**